

第8節 環境にやさしく、自然と共生するために

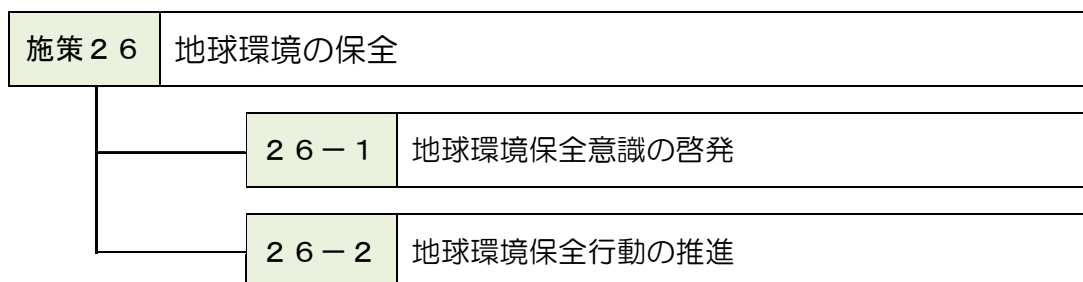
8-1 豊かな自然や身近な緑を大切に守り、育て、人と自然が共に生きるまち

施策26 地球環境の保全

目的	対象	市民, 事業者
	意図	環境に負荷を与える活動を抑制する

✚ 施策の方向と基本的取組の体系

地球環境保全に係る情報提供及び学習の充実を図るとともに、省エネルギーの取組や再生可能エネルギーの利用拡大を推進し、環境負荷の少ない持続可能な社会の構築を目指します。



✚ 現状と課題

- 地球温暖化は地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすものであり、温室効果ガス排出量を削減することは、人類共通の課題となっています。
- 平成21年9月に開催された「国連気候変動首脳会合」において、日本は温室効果ガス排出量を平成32年までに、平成2年比25%削減することを表明しました。
- 平成22年度から、エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）によりエネルギー使用の合理化がすべての公共施設に対して求められるとともに、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（東京都環境確保条例）により温室効果ガスの総量削減義務が一部公共施設に対して課されました。
- 調布市では、市の現状と地域特性を踏まえ、平成22年3月に、調布市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定し、「みんなでかえる！くらしまちきもち ～目指せ 低炭素なまち ちょうふ～」を基本方針に掲げ、平成32年度までに温室効果ガスの総排出量を平成2年度（66万6,882 t-CO₂）比で25%削減することを目標としています。このためには、市民・事業者・市など地域社会を構成する各主体がそれぞれの責任と役割分担のもと、温室効果ガスの削減に向けた取組を総合的かつ計画的に進めていく必要があります。

- 東日本大震災に伴う電力供給不足や計画停電の実施は、快適で豊かな私たちの暮らしがいかにかに大量のエネルギー消費のもとで支えられていたかを再認識する契機となりました。今後も市民・事業者・市などによる節電の取組を継続することが必要です。また、安定的な電力供給が当たり前という前提が大きく揺らいだことで、太陽光・風力に代表される再生可能エネルギーの普及促進がこれまで以上に注目を集めています。
- 再生可能エネルギー（太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス）を用いて発電された電気を、一定価格で電気事業者が買い取ることを義務付けた「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」が平成24年7月から開始されました。
- 調布市においても、国や東京都の動向を踏まえながら、街づくり分野や防災分野などとも一体となって再生可能エネルギーや省エネルギーの更なる普及拡大を積極的に推進していく必要があります。

✚ 基本的取組の内容

26-1 地球環境保全意識の啓発

◆環境情報の提供と地球環境保全意識の啓発

環境年次報告書や市報・ホームページ等により、環境情報を積極的に提供するとともに、環境フェアや多摩川自然情報館でのイベント等を通じて、地球環境の保全意識を啓発・醸成していきます。

◆環境学習の充実

次世代を担う子どもたちをはじめ、より多くの市民が地球環境の保全に取り組むよう、地球温暖化対策に対する関心の喚起と、共通の理解を深めるための環境学習の機会及び学習内容を充実します。また、平成24年4月に開設した「都立神代植物公園植物多様性センター」及び平成25年開設予定の新ごみ処理施設「クリーンプラザふじみ」における環境学習機能についても、多摩川自然情報館との連携の強化を図ります。

まちづくり指標

まちづくり指標	現状値	目標値
環境学習事業及び多摩川自然情報館で学習した延べ人数	9,919人 (平成23年度)	11,000人 (平成30年度)

基本計画事業

No.	91						
事業名	環境情報の提供と環境学習事業の推進			区分	継続	担当課	環境政策課
事業の概要	環境フェア等の環境啓発事業、環境年次報告書や広報誌等による環境情報の提供、環境学習公開講座、雑木林塾、水辺の楽校等の環境学習事業を推進します。						
年度別計画	平成25(2013)年度	平成26(2014)年度	平成27(2015)年度	平成28(2016)年度	平成29(2017)年度	平成30(2018)年度	
	○環境情報の提供 ○環境啓発事業の推進 ○環境学習の推進及び支援 ○環境市民会議の推進 ○環境学習施設の活用 ・多摩川自然情報館の運営 ・クリーンプラザふじみ、植物多様性センター等との連携	○継続 ○継続 ○継続 ○継続 ○継続 ○新たな環境情報提供手法の研究・調査	○継続 ○継続 ○継続 ○継続 ○新たな環境情報提供手法の検討	○継続 ○継続 ○継続 ○継続 ○検討結果を踏まえた環境情報提供の実施	○継続 ○継続 ○継続 ○継続 ○継続	○継続 ○継続 ○継続 ○継続 ○継続	
事業費(百万円)	13	13	13	13	13	13	

26-2 地球環境保全行動の推進

◆地球温暖化対策の推進

低炭素社会の実現に向け、調布市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に基づき、市民、事業者、市が一体となって、省エネルギーの取組を進めるとともに、限りある資源・エネルギーの有効利用を図るため、太陽光発電や太陽熱利用など、再生可能エネルギーの導入を促進します。

また、市も事業者として、省エネ法に基づくエネルギーの削減の推進及び東京都環境確保条例に基づく温暖化ガスの総量削減義務の達成に向け、地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に基づき、各公共施設から排出される温室効果ガスの削減に取り組みます。

◆環境保全行動に率先して取り組む人材の育成

調布の環境を守る担い手を確保するため、「ちょうふ環境市民会議※」や市内で環境保全に取り組む団体と連携し、環境に関する知識をもち、率先して行動に移せる人材の育成に取り組みます。

※ちょうふ環境市民会議

調布市の環境の保全等を市民・事業者・行政との協働により推進する会

◆市民・事業者との連携・協働による取組の推進

太陽光エネルギーなど再生可能エネルギーの利用促進に向け、市民、事業者との連携・協働による地域への導入や事業化について検討します。

まちづくり指標

まちづくり指標	現状値	目標値
公共施設における温室効果ガス総排出量	【基準値】 13,779t-CO ₂ (平成21年度)	13,090t-CO ₂ (平成27年度)

基本計画事業

No.	92						
事業名	地球温暖化対策の推進			区分	継続	担当課	環境政策課
事業の概要	調布市地球温暖化対策実行計画区域施策編及び事務事業編に基づき、市民、事業者、市が一体となって、省エネルギーに取り組みとともに、再生可能エネルギーの導入を促進し、地域と一体となった地球温暖化対策を推進します。						
年度別計画	平成25(2013)年度	平成26(2014)年度	平成27(2015)年度	平成28(2016)年度	平成29(2017)年度	平成30(2018)年度	
	○公共施設の実践	○継続	○継続	○継続	○継続	○継続	
	○地域の取組促進・人材育成	○継続	○継続	○継続	○継続	○継続	
	○市民との協働による再生可能エネルギーの導入・利用促進	○継続	○継続 ○地球温暖化対策実行計画(事務事業編)の改定	○継続	○継続	○継続	
事業費(百万円)	11	11	14	11	11	11	



参加と協働の視点 ～市民等に期待される役割～

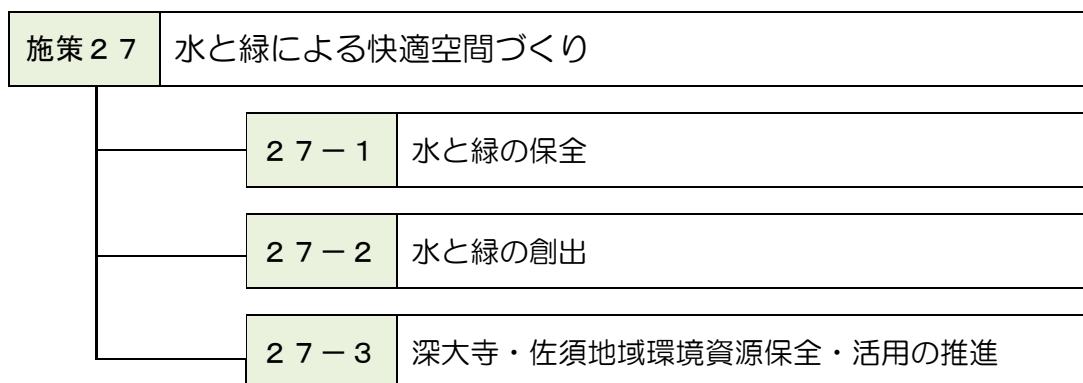
- 市民は、日常的にできる省エネ行動を進めるなど、環境負荷の少ないライフスタイルを実践するとともに、それらの取組の普及に努めます。
- 事業者は、日々の事業活動の中で、温室効果ガスの排出量やエネルギー使用量の抑制など、地球環境に配慮した取組を積極的に推進します。

施策27 水と緑による快適空間づくり

目的	対象	自然, 市民
	意図	自然が保全・創出される 自然との共生が図られる

施策の方向と基本的取組の体系

人と自然との共生を目指すために、湧水、公園、崖線、里山などの水辺や緑地を保全し、連続性のある自然動植物の生息空間と緑豊かな美しい街並み・景観を形成する快適な空間づくりに取り組みます。



現状と課題

- 東京都では、平成22年5月に、市区町村と合同で「緑確保の総合的な方針」を策定し、都市の中に残された樹林地や農地などの既存の緑が減少している状況を自治体共通の重要な課題と捉え、減少傾向にある民有地の既存の緑を計画的に確保することとしています。
- 調布市では、平成23年3月に、緑の将来のあるべき姿と、それを実現するための施策を示した調布市緑の基本計画を改定し、緑のまちづくりを進めています。
- 調布市には、屋敷林や平地林などの立体的みどり、田畑や草地などの平面的みどり、さらに多摩川をはじめとする水面などがあり、市域全体のみどり率*は36.0%となっています。みどり率については、平成16年の37.8%から若干減少しています。

※みどり率

ある地域における公園、街路樹、樹林地、草地、農地、宅地内の緑（屋上緑化を含む）、河川、水路、湖沼などの面積がその地域全体の面積に占める割合

- 市内には、都立神代植物公園や都立野川公園、多摩川緑地など、緑の多い大規模の公園や中小規模の公園が配置され、多くの人に利用されています。平成24年4月1日現在、市民一人当たりの公園面積は5.66㎡となっています。
- 既存の公園の中には、供用開始後、相当の年数が経過し、施設や設備が老朽化しているものもあり、これら施設・設備を計画的に更新していく必要があります。また、地区計画などの街づくりと一体となった新たな公園の整備を計画的に推進する必要があります。

- 貴重な地域の財産である水と緑を、将来世代に継承するため、多様な主体との連携・協働による取組を積極的に推進する必要があります。
- 自然との共生を推進するため、生物多様性に配慮した水辺環境や公園・緑地等の整備や保全をする必要があります。

緑被率及びみどり率の推移（平成22年7月現在）

区分	平成5年		平成16年		平成22年		
	面積 (ha)	対市域面積 比(%)	面積 (ha)	対市域面積 比(%)	面積 (ha)	対市域面積 比(%)	
立体的みどり	屋敷林	22.78	1.1	24.27	1.1	19.68	0.9
	住宅・事務所等の植栽	99.34	4.6	96.32	4.5	113.46	5.3
	山林・平地林	41.10	1.9	39.19	1.8	31.37	1.5
	公園の緑	53.98	2.5	73.65	3.4	69.58	3.2
	公共施設の緑 (うち道路の緑)	49.38	2.3	64.98 (16.85)	3.0 (0.8)	73.14 (16.31)	3.4 (0.8)
	民間施設の緑	33.90	1.6	32.59	1.5	33.19	1.5
	社寺林	7.87	0.4	7.73	0.4	8.00	0.4
	果樹園・苗圃等	100.79	4.7	62.16	2.9	50.67	2.4
平面的みどり	田畑	140.36	6.5	106.30	4.9	95.93	4.5
	草地	240.41	11.2	208.39	9.7	193.96	9.0
緑被地面積／緑被率		789.91	36.7	715.58	33.2	688.96	32.0
水面等		—	—	98.77	4.6	86.15	4.0
みどり率対象面積／みどり率		—	—	814.35	37.8	775.11	36.0

出典：「調布市緑の基本計画 改定版」（平成23年3月）

注1）平成5年は「道路の緑」及びみどり率対象面積を計測していない。

2）合計数値が合わないのは端数処理によるもの。

3）上記表における各区分の面積は、航空写真画像をもとに緑の量を集計したものであり、第1編第2章第3節「土地利用」（13ページ）における土地利用区別面積とは、区分の設定・集計方法などが異なるため、区分別の面積は一致しない。

✚ 基本的取組の内容

27-1 水と緑の保全

◆身近な水辺と崖線樹林地・里山の一体的な保全・活用

湧水・河川・田んぼなどの身近な水辺について、雨水浸透ますの設置や崖線樹林地などの管理による地下水・湧水のかん養により、崖線樹林地や里山と一体として保全に努めます。また、武蔵野の貴重な自然資源を市民の憩いの場やふれあいの場として活用しながら、将来世代に継承するため、生物多様性にも配慮した水辺や崖線樹林地の維持保全を推進します。

◆緑の保全に向けた制度の活用

緑地の連続性や地域の特性を踏まえ、地域制緑地制度*を活用し、民有地等における緑の保全に努めます。

※地域制緑地制度

都市緑地法に基づく「緑地保全地域制度」や「特別緑地保全地区制度」、生産緑地法に基づく「生産緑地制度」など、法令に基づく緑の保全・創出に関する制度の総称

◆公園・緑地等の公有化への対応

市内の公園のうち借地公園については、市民一人当たりの公園面積の目標値や都市計画法などによる位置付け、公園面積、地域的な配置状況等を踏まえ、公園不足地域が生じないよう対応していきます。また、緑の保全基金の再構築などにより財源の確保を図り、崖線樹林地や公園の公有化に向け取り組んでいきます。

第3編 分野別計画

◆市民による緑の保全の促進

環境学習や市民参加型環境事業を通じて、調布の自然を次代につなぐ人材を育成するとともに、協働による崖線樹林地等の維持保全を促進します。

◆公園施設長寿命化計画の推進

公園の安全で快適な利用環境の維持・向上を図るため、調布市公園施設長寿命化計画に基づき、老朽化が進む遊具等の公園施設の適切な修繕や改修など、予防保全的管理に係る取組を計画的に推進します。

まちづくり指標

まちづくり指標	現状値	目標値
公共が保全する緑の面積	143.91ha (平成23年度)	147ha (平成30年度)

※指標の対象となるものは、市や都が管理する公遊園・緑地・緑道・崖線樹林地及び民間が所有する緑地に対し市が補助している保全地区

基本計画事業

No.	93	重点4					
事業名	公園・緑地、崖線樹林地の保全			区分	拡充	担当課	緑と公園課
事業の概要	市民や団体の保全活動への支援や人材の育成などにより協働による公園・緑地、崖線樹林地の維持保全を進めるとともに、地域制緑地制度の活用や公有化による緑の保全に取り組みます。						
年度別計画	平成25(2013)年度	平成26(2014)年度	平成27(2015)年度	平成28(2016)年度	平成29(2017)年度	平成30(2018)年度	
	<ul style="list-style-type: none"> ○市民との協働による保全 ○公園施設長寿命化計画に基づく公遊園の改修工事 ○特別緑地保全地区の指定(2地区) <ul style="list-style-type: none"> ・緑ヶ丘みんなの森 ・仙川崖線 ○緑地の公有化 <ul style="list-style-type: none"> ・緑ヶ丘みんなの森(公社) 	<ul style="list-style-type: none"> ○継続 ○継続 ○崖線樹林地の保全に関する調査検討(若葉町・入間町地区) ○緑地の公有化 <ul style="list-style-type: none"> ・仙川崖線(買戻し) 	<ul style="list-style-type: none"> ○継続 ○継続 ○崖線樹林地の保全に関する調査検討(布田・仙川地区) ○緑地の公有化 <ul style="list-style-type: none"> ・仙川崖線(買戻し) ○緑化基本調査 	<ul style="list-style-type: none"> ○継続 ○継続 ○農の里調査検討(東つつじヶ丘、染地・布田地区) ○緑地の公有化 <ul style="list-style-type: none"> ・緑ヶ丘みんなの森(買戻し) 	<ul style="list-style-type: none"> ○継続 ○継続 ○農の里調査検討(深大寺北部地区) 	<ul style="list-style-type: none"> ○継続 ○継続 	
事業費(百万円)	26	406	415	141	41	37	

27-2

水と緑の創出

◆公園・緑地等の整備

調布市緑の基本計画に基づき、市民の利用ニーズや公園の充足状況を踏まえながら、新たな公園を計画的に整備します。また、地区計画などの街づくりと一体となった公園の整備を推進します。

調布基地跡地における留保地（国有地）については、国との協議を踏まえ公園の段階的な整備の検討を進めます。

布田崖線に位置する若宮自然広場及び凸凹山児童公園については、隣接地を含め一体的な整備の検討を進めます。

◆緑化活動へつなげる支援・制度の充実

市内に緑を積極的に創出するため、花や緑のまちづくりを行う花いっぱい運動の推進や都市計画道路などにおける緑化の促進、新設した生垣に対する補助など、緑化につながる活動を支援します。

◆水辺環境の整備促進

多摩川、野川、仙川、入間川について、生物生息環境に配慮した安全で快適な河川・川岸の整備及び管理を、管理者である国及び東京都に要望し、水辺環境の整備促進を図ります。

まちづくり指標

まちづくり指標	現状値	目標値
市民一人当たりの公園面積	5.66m ² (平成23年度)	5.66m ² 以上 (平成30年度)

基本計画事業

No.	94						重点4	
事業名	公園・緑地等の整備				区分	拡充	担当課	緑と公園課
事業の概要	公園の配置状況や市民の利用ニーズを踏まえ、新たな公遊園の整備や既存の公園・緑地等の再整備を推進します。							
年度別計画	平成25(2013)年度	平成26(2014)年度	平成27(2015)年度	平成28(2016)年度	平成29(2017)年度	平成30(2018)年度		
		○調布基地跡地留保地スポーツ・防災公園（自然環境調査）	○調布基地跡地留保地スポーツ・防災公園（協議・調整） ○公園緑地配置調査検討	○継続 ○布田南公園整備工事 ○布田崖線実施設計	○継続 ○布田崖線整備工事	○継続 ○凸凹山児童公園基本設計 ○多摩川市民広場実施設計	○調布基地跡地留保地スポーツ・防災公園（都市計画手続き） ○凸凹山児童公園実施設計 ○多摩川市民広場整備工事（～平成31年度）	
事業費 (百万円)	1	7	29	20	17	107		

27-3

深大寺・佐須地域環境資源保全・活用の推進

◆深大寺・佐須地域環境資源保全・活用の推進

調布市の貴重な地域環境資源である深大寺・佐須地域の環境保全及び活用を図るため、市民との協働のもと、雑木林の保全や田園風景の保全などを推進するとともに、地権者との合意形成を図りながら、良好な地域環境の維持・保全・活用に向けた仕組みを構築します。

まちづくり指標

まちづくり指標	現状値	目標値
区域での環境学習等の延べ参加人数	7,015人 (平成23年度)	45,000人(6か年累計) (平成25~30年度)

基本計画事業

No.	95						重点4
事業名	深大寺・佐須地域の里山，水辺環境の保全・活用			区分	拡充	担当課	環境政策課
事業の概要	深大寺・佐須地域環境資源保全・活用基本構想に掲げる地域の将来像の実現に向け，平成25年度策定予定の深大寺・佐須地域環境資源活用基本計画に基づき，事業の検討・推進を図ります。						
年度別計画	平成25(2013)年度	平成26(2014)年度	平成27(2015)年度	平成28(2016)年度	平成29(2017)年度	平成30(2018)年度	
	○(仮称)深大寺・佐須地域環境資源活用基本計画推進のための調査・検討 ・深大寺・佐須地域の農地等の保全活用に係る事業の検討	○(仮称)深大寺・佐須地域環境資源活用基本計画の推進及び個別計画の検討 ・深大寺・佐須地域の農地等の保全活用に係る事業の実施	○(仮称)深大寺・佐須地域環境資源活用基本計画の推進及び個別計画の検討 ・深大寺・佐須地域の農地等の保全活用に係る事業の実施	○(仮称)深大寺・佐須地域環境資源活用基本計画の推進 ※平成28年度以降の取組については，個別計画の検討結果を踏まえ実施	○(仮称)深大寺・佐須地域環境資源活用基本計画の推進 ※平成28年度以降の取組については，個別計画の検討結果を踏まえ実施	○(仮称)深大寺・佐須地域環境資源活用基本計画の推進 ※平成28年度以降の取組については，個別計画の検討結果を踏まえ実施	
事業費(百万円)	6	26	27	—	—	—	



参加と協働の視点 ~市民等に期待される役割~

○市民・事業者は，住宅や事業所など身近な場所の緑化に努めるとともに，水と緑の保全・創出に向けた地域活動に積極的に参加・協力します。

施策28 ごみの減量と適正処理

目的	対象	市民, 事業者
	意図	資源循環型社会の形成に向け, 3Rを推進する

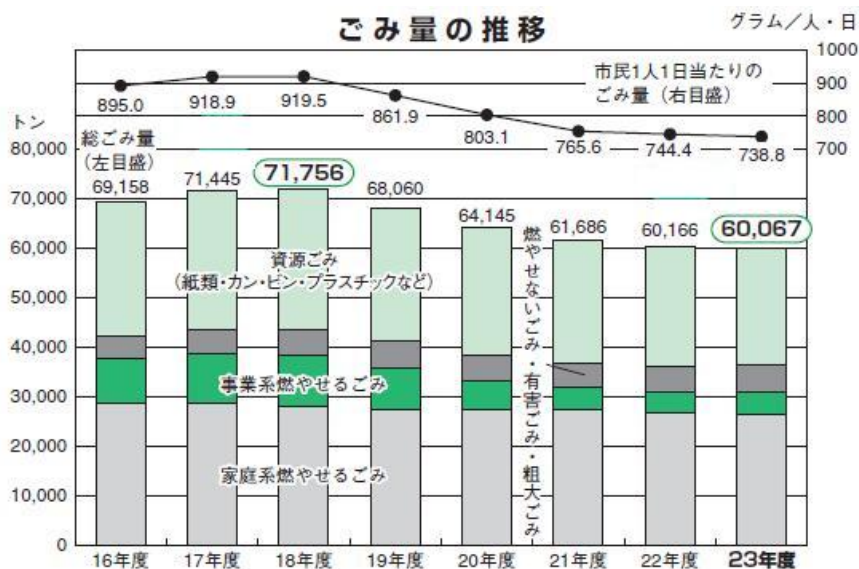
✚ 施策の方向と基本的取組の体系

広報, 啓発活動や支援事業の充実により, 市民・事業者による3R(リデュース=ごみの発生抑制, リユース=再利用, リサイクル=再資源化)の取組を推進します。また, ごみの安定処理と適正処理に努め, 資源循環型社会を目指します。

施策28	ごみの減量と適正処理
28-1	3R推進によるごみの減量
28-2	ごみの安定処理
28-3	ごみの適正処理

✚ 現状と課題

- 調布市は, 市民・事業者の方々のごみ減量・資源化への高い関心と協力に支えられ, 全国の同規模自治体の中で, 平成16年度以降, 7年連続でトップ3のリサイクル率を記録しています。
- 平成23年度の総ごみ量は約6万トンで, 平成18年度に比べ, 1万トン以上の減量となっています。また, 市民1人1日当たりのごみ量も738.8グラムと, 平成18年度に比べ, 180グラム以上の減量を達成しています。



- 施設の老朽化に伴い、二枚橋衛生組合の焼却炉が平成18年度末をもって停止したことにより、平成19年度から24年度までは、広域支援を受け、可燃ごみを近隣市等に搬送し、処理をお願いしてきました。
- 平成25年度からは、ふじみ衛生組合（構成市：調布市・三鷹市）が事業主体となって整備を進めてきた新ごみ処理施設（クリーンプラザふじみ）が稼働し、調布市の可燃ごみが処理されます。資源循環型社会の実現に向け、最終処分場（日の出町）や、新ごみ処理施設（クリーンプラザふじみ）周辺の環境保全の観点からも更なるごみの減量、資源化を推進する必要があります。
- 新ごみ処理施設（クリーンプラザふじみ）に設置される環境学習機能を活用するなど、ごみ減量、分別の意識啓発を強化するとともに、市民、事業者の方々との協働により、3Rの取組をより一層推進する必要があります。
- クリーンセンター機能の再編により、再利用と資源化を推進し、ごみの長期的な安定処理を図る必要があります。
- 分別排出の適正化を図るとともに、再資源化を目的に排出された古紙などの資源物を無断で持ち去る業者の取り締まりや不法投棄対策を講じることにより、より一層のごみの適正処理に努める必要があります。

✚ 基本的取組の内容

28-1

3R推進によるごみの減量

◆ごみ減量・分別の意識啓発の推進

市民や事業者に3Rの取組を実践していただき、確実なごみの減量を推進するため、市報、ホームページ、広報紙「ザ・リサイクル」、出前講座など、様々な機会や媒体を活用して、分別方法や効果的な減量方法を紹介します。また、ふじみ衛生組合と連携し、新ごみ処理施設（クリーンプラザふじみ）の学習機能を活用した意識啓発にも取り組みます。

◆ごみの資源化の推進

分別排出の徹底を図るとともに、剪定枝をチップ化してたい肥などに再利用する剪定枝資源化支援事業や、粗大ごみの再生利用、廃家電製品から金属類を取り出す取組などにより、ごみの資源化を推進します。

◆市民・事業者による自主的な3Rの取組に対する支援

家庭系ごみの更なる減量に向け、家庭系ごみの中でも多くを占める生ごみの減量を推進するため、水切りネット活用の普及啓発に努めるとともに、自治会や子ども会などによる資源物地域集団回収事業を推進するなど、自主的な3Rの取組を支援します。また、事業系ごみの一層の排出抑制を促すため、事業者による自主的な資源回収事業や拠点回収事業などの取組に対する支援策を検討、実施していきます。

◆ごみ処理計画の推進

調布市一般廃棄物処理基本計画に基づき、ごみの減量・適正排出の取組を推進します。

まちづくり指標

まちづくり指標	現状値	目標値
市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	394g (平成23年度)	385g (平成30年度)

※資源物（紙類・缶・びん・プラスチックなど）を除く

基本計画事業

No.	96					
事業名	ごみの減量と資源化			区分	継続	担当課
事業の概要	ごみ減量・分別の啓発や自主的なごみ減量・資源化の取組を支援することなどにより、3Rの推進を図ります。					
年度別計画	平成25(2013)年度	平成26(2014)年度	平成27(2015)年度	平成28(2016)年度	平成29(2017)年度	平成30(2018)年度
	○広報・啓発 ○生ごみの減量対策 ○市民、事業者による自主的なごみ減量・資源循環の取組支援、助成 ・資源物地域集団回収事業 ○資源化の推進 ・粗大ごみ再利用 ・せん定枝資源化 ・家電製品の資源化	○継続 ○継続 ○継続 ○継続 ○事業者による拠点回収に対する支援策の検討	○継続 ○継続 ○継続 ○継続 ○事業者による拠点回収に対する支援策の実施	○継続 ○継続 ○継続 ○継続 ○継続	○継続 ○継続 ○継続 ○継続 ○継続	○継続 ○継続 ○継続 ○継続 ○継続
事業費(百万円)	69	71	71	71	71	71

28-2 ごみの安定処理

◆クリーンセンター機能の再編

新ごみ処理施設（クリーンプラザふじみ）の整備に伴い、ごみの安定的な処理を図るため、クリーンセンターの機能を再編し、より適切な立地条件のもとで再利用、資源化の推進を図ります。

クリーンセンター機能の再編に当たっては、移転先地域の環境と安全に配慮するため、必要最小限の機能移転とすることを基本に据え、缶、びん、粗大ごみ、古紙、古布などの収集運搬・中間処理に係るシステムを再構築していきます。また、再編後の体制等についても検討を進めます。

◆クリーンセンター機能の移転

クリーンセンター機能の再編に併せ、機能ごとの移転方針を定めるとともに、運営にあたっては、啓発機能の付加や、福祉的雇用の創出などにも取り組み、資源循環型社会の形成に向けた拠点施設として整備を進めます。

なお、移転後の跡地活用については、北部地域の市民サービスの充実の観点から、全庁的な検討を進めます。

